

2023年4月20日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社
PGM池田カントリークラブ
支配人 加味 学

会員のプレー料金、キャンセル料、年会費、名義変更料及び登録者変更料の改定及び
当該改定に伴う会則一部変更のお知らせ

謹啓 春暖の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、PGM池田カントリークラブをご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、2024年1月1日より会員様のプレー料金、キャンセル料、年会費、名義変更料及び登録者変更料の改定させていただき、これに伴い会則を一部変更させていただくことになりましたので、本書をもってお知らせいたします。

なお、各種料金の改定理由、改定後の各種料金、改定実施日及び当該各種料金の改定に伴う会則一部変更の内容及び変更の効力発生日につきましては、下記に記載いたしましたので、ご確認頂けますようお願い申し上げます。

今後も、会員の皆様にご満足いただけるクラブを目指して努力してまいりますので引き続き、ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

【会員のプレー料金、キャンセル料、年会費、名義変更料及び登録者変更料の改定】

1. 改定理由

当クラブは、会員様の各種料金に関し、プレーフィは2003年5月1日の値上げ以降、年会費は2003年10月1日の値上げ以降、値上げをしておらず、また、週日会員の年会費は2016年に、名義変更料及び登録者変更料は2010年に値下げを実施しており、それ以降料金維持の努力を続けてまいりました。

しかしながら、近年の世界情勢により原油価格、天然ガスを始めとする燃料費の高騰（経済産業省 資源エネルギー庁 給油所小売価格調査によりますと大阪府の1リットルあたりガソリン小売価格は、2004年は年平均117.1円でしたが、2022年の年平均は171.0円と約46%の上昇）していること、人件費が高騰（厚生労働省によりますと大阪府の最低賃金は、2004年は704円でしたが、2022年は1,023円と約45%の上昇）していることなどにより運営コストが高騰しています。また、昨今の人手不足によりキャディ人員も不足しており、人員を確保するための募集にかかる経費や人件費も増加しております。企業努力のみでこれを吸収しサービスを維持していくことが困難であることから、会員様のプレー料金、年会費、名義変更料及び登録者変更料を次ページの「改定内容の詳細」に記載のとおり改定させていただくこととなりました。

次に、キャンセル料についてですが、プレー希望者が多い日は予約のキャンセル待ちが常態化している状況です。現在キャンセル料が発生するのはプレー日の3日前であることから、プレー日の8日前から4日前までの間で予約をキャンセルする方が多く、この時期に予約枠の空きが発生しても、お客様は同伴者の方と予定を併せてご来場なされるので、キャンセル待ちのお客様はこの時期よりも前にキャンセル待ちを取り消していたり、他のお客様においてもプレーの予約に繋がりにくく、空き枠になってしまうことが多くございます。より多くのお客様がプレーいただけるよう、キャンセル料を次ページ「改定内容の詳細」(2) キャンセル料のとおり改定させていただくこととなりました。

なお、当クラブは2021年2月にPGMグループが運営を開始して以降、クラブハウス内改修工事、コース改修工事、カート道改修工事、老朽化が進んでいた乗用カート90台を入れ替えるなどを実施してまいりました。

今後も会員の皆様にご安全で快適なプレーを楽しんでいただけるような取り組みを鋭意進めてまいりますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

2. 改定内容の詳細

(1) 会員プレー料金の改定

①キャディ付きプレー

		月曜から金曜		土曜		日祝日	
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
プレーフィ							
正会員		10,670円	12,540円	10,670円	12,540円	10,670円	12,540円
週日会員		10,670円	12,540円	—	—	—	—
割増キャディフィ							
1R	3B	0円	1,650円	1,100円	1,650円	1,100円	1,650円
	2B	2,750円	5,500円	2,750円	5,500円	2,750円	5,500円
追加ハーフプレーフィ							
正会員		3,300円	4,950円	3,300円	4,950円	3,300円	4,950円
週日会員		3,300円	4,950円	—	—	—	—
追加ハーフ割増キャディフィ							
0.5R	3B	0円	825円	550円	825円	550円	825円
	2B	1,375円	2,750円	1,375円	2,750円	1,375円	2,750円

②セルフプレー

		月曜から金曜		土曜		日祝日	
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
割増カートフィ							
1R	3B	0円	0円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	2B	1,100円	1,100円	1,100円	2,750円	1,100円	2,750円
追加ハーフプレーフィ							
正会員		1,100円	2,200円	1,100円	2,200円	1,100円	2,200円
週日会員		1,100円	2,200円	—	—	—	—
追加ハーフ割増カートフィ							
0.5R	3B	0円	0円	550円	550円	550円	550円
	2B	550円	1,375円	550円	1,375円	550円	1,375円

※プレーフィはグリーンフィ、諸経費、カートフィの合計額（消費税込）です。

※プレーには別途、連盟協力金(60円)、池田市緑化協力金(30円)及びゴルフ利用税がかかります。

2023年4月現在のゴルフ場利用税は1,000円です。

③会員プレー料金の改定実施日

2024年1月1日のゴルフプレーから適用

(2) キャンセル料の改定

①キャンセル料

	現行			改定後		
	平日	土曜	日祝日	平日	土曜	日祝日
会員	プレー日の3日前より			プレー日の8日前より		
	—	—	1名1,000円	1名3,000円	1名3,000円	1名3,000円

②キャンセル料の改定実施日

2024年1月1日のゴルフプレー予約分から適用

3. 年会費の改定

①年会費

	現行	改定後
正会員	52,800 円	66,000 円
週日会員	33,000 円	46,200 円

※上記料金は全て消費税を含みます。

②年会費の改定実施日

2024年度の年会費から適用

4. 名義変更料・登録者変更料の改定

(1) 名義変更料

①2024年1月1日から2025年12月31日まで

	一般		相続・3親等内親族		登録者同一	
	現行	改定後1	現行	改定後1	現行	改定後1
正会員	550,000 円	880,000 円	275,000 円	440,000 円	275,000 円	440,000 円
週日会員	165,000 円	275,000 円	110,000 円	137,500 円	110,000 円	137,500 円

※上記料金は全て消費税を含みます。

②2026年1月1日以降

	一般		相続・3親等内親族		登録者同一	
	改定後1	改定後2	改定後1	改定後2	改定後1	改定後2
正会員	880,000 円	1,100,000 円	440,000 円	550,000 円	440,000 円	550,000 円
週日会員	275,000 円	330,000 円	137,500 円	165,000 円	137,500 円	165,000 円

※上記料金は全て消費税を含みます。

③名義変更料の改定実施日

①の改定：2024年1月1日の名義変更受付から適用

②の改定：2026年1月1日の名義変更受付から適用

(2) 登録者変更料

①登録者変更料の改定

	登録者変更	
	現行	改定後
正会員	330,000 円	550,000 円
週日会員	110,000 円	165,000 円

※上記料金は全て消費税を含みます。

②登録者変更料の改定実施日

2024年1月1日の登録者変更受付から適用

【会則の一部変更】

(1) 会員の各種料金の変更に伴う会則一部変更

【会員のプレー料金、キャンセル料、年会費、名義変更料及びの改定】に伴い、2024年1月1日を効力発生日として、「改定内容の詳細」に記載のとおり会則を一部変更させていただきます。

(2) 年会費

2022年9月30日の会則一部変更により従来10月1日から翌9月30日までであった年会費対象期間を1月1日から12月31日までに変更いたしました。当該変更に伴い、会則に定めた経過措置に関する規定を削除する会則一部変更を、2024年1月1日を効力発生日として実施させていただきます。

これらの会則変更箇所は、会則本文第25条、別紙2、別紙3、別紙4、別紙6、別紙8及び別紙9となります。会則変更箇所の詳細に関しましては、会則本文及び別紙の新旧対照表及び改定後の会則を同封いたしますと共に、ゴルフ場内の掲示板に掲示及びホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先
〒563-0021
大阪府池田市畑3丁目11番地
PGM池田カントリークラブ 会員課
電話 072-753-4002

※今回のお知らせは、2023年4月20日時点で弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に会員権の退会や売却等されている場合はご容赦ください。

PGM池田カントリークラブ 会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本クラブは、PGM池田カントリークラブ（以下、「クラブ」という。）と称する。

第2条 (目的)

クラブは、PGMプロパティーズ株式会社（以下、「会社」という。）が大阪府池田市畑に所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という。）を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事務所)

クラブの事務所は施設内におく。

第2章 会 員

第4条 (会員の種類)

1. クラブの会員は次のとおりとする。

(1) 特別会員

クラブ、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。

(2) 正会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。

(3) 週日会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が週日会員の資格を承認した個人または法人とする。

2. 会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。

3. 法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙1から別紙3までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第5条 (会員の権利)

1. 会員は、その種類に応じて次に掲げる日（但し、会社が定める施設の休業日を除く。）の営業時間内に、会社が別紙4に定める条件で施設を優先的に利用することができる。

(1) 特別会員および正会員：全日

(2) 週日会員：月曜日から金曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）

2. 会員は、会社が定める条件でクラブが開催する競技会その他の行事に参加することができる。

3. 会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。

4. 会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況等の合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

第6条 (会員の義務)

1. 会員は、会社が別紙6に定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。但し、特別会員の年会費は不要とする。なお、会員は、年会費の1か年分を第25条に定める対象期間（以下、「対象期間」という。）が始まる前日までに支払うものとし、会員が対象期間の途中で会員資格を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しないものとする。

2. 対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を12で除した額に、入会月の翌月から当該対象期間末月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

3. 会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が別紙4に定める利用料金を利用当日に支払うものとする。

4. 会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が別紙7に定める手続を行うものとする。
5. 会員は、会員資格を第三者に行使させてはならないものとする。
6. 会員は、本会則、クラブの諸規則、施設の利用約款、その他エチケット、マナーを遵守し、会社および理事会の決定事項に従うものとする。また、クラブの秩序を乱し、またはクラブもしくは会社の名誉を毀損する行為を行わないものとする。

第7条 (反社会的勢力等追放)

1. 会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）のクラブへの入会および施設の利用を認めないものとする。
2. 会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第8条 (会員資格の停止、除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は、理事会の同意を得て、会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。

- (1) 本会則、クラブの諸規則または施設の利用約款に違反したとき
- (2) クラブまたは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき
- (3) 年会費その他諸料金の支払を3か月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき
- (4) 会員が反社会的勢力等と判明したとき
- (5) 会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき
- (6) その他会員として不適格な事由があるとき

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 特別会員であって、その推挙の理由が消滅したとき
- (4) 法人会員であって、その法人が解散したとき（合併等の会社組織再編行為による解散を除く。）
- (5) 死亡
- (6) 会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき

第10条 (会員契約の解除)

1. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。
 - (1) 前条第1号から第3号までの事由が発生したとき
 - (2) 法人会員について、清算手続が終了したとき
 - (3) 個人会員について、相続開始後2年が経過しても第16条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、または同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき
2. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員契約を解除することができるものとする。
 - (1) 会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき
 - (2) 破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき

第11条 (休会)

1. 個人会員が次の各号の一つに該当するときは、会社が別紙8に定める手続に従って会社の承認を得て、申請日の属する対象期間の次の対象期間末日まで休会することができる。但し、法人会員および年会費の未払がある個人会員は休会できないものとする。
 - (1) 傷病加療中で施設の利用ができないとき
 - (2) 大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外の地域へ転勤、転居したとき
2. 前項による休会期間から引き続き休会を希望する個人会員は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って会社の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。
3. 休会期間中の年会費は申請日の属する対象期間の次の対象期間に限り免除される。
4. 第1項の休会事由が解消した場合、休会者は遅滞なく会社が別紙8に定める休会解除の手続を行うものとする。また前項の規定にかかわらず、当該休会者は、前項により免除された金額を12で除した額に休会解除日の属する月の翌月から当該対象期間末月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

第3章 入会および退会等

第12条 (入会)

1. クラブに入会しようとする者は、会社が別紙1または別紙2に定める手続に従って、会社の承認を得なければならない。
2. 前項の承認を得た者は、会社が別紙1または別紙2に定める入会金または名義変更料を支払うものとする。会社は、これら入会手続の完了後に会員登録を行う。
3. 入会金および名義変更料は、返還しないものとする。但し、相当な事由があると認められる場合には、その一部を返還するものとする。
4. 本会則は、会員と会社との間の合意内容を構成するものとする。

第13条 (退会)

会員がクラブを退会しようとするときは、会社が別紙9に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

第14条 (登録者の変更)

1. 法人会員は、会社が別紙3に定める手続に従って会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
2. 前項の承認を得た法人会員は、会社が別紙3に定める登録者変更料を支払うものとする。会社は、これら登録者変更の手続完了後に登録者の変更登録を行う。

第15条 (権利の譲渡)

1. 会員は、会社が別紙2に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。
2. 権利を譲り受けようとする者は、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
3. 前項の承認を得た譲受人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した譲受人は、本会則に定める譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
5. 会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

第16条 (権利の相続)

1. 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
2. 相続人が会員資格の取得を希望する場合、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人の一人に集約しなければならない。
3. 前項の承認を得た相続人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した相続人は、本会則に定める被相続人の権利義務のすべてを承継する。
5. 相続人が会員資格の取得を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

第17条 (その他の権利承継)

法人会員は、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務を包括承継させた場合、会社が別紙7に定める手続に従って当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

第4章 役員および理事会

第18条 (役員)

1. クラブに次の役員をおく。
理事長 1名
理事 若干名
2. 理事長が必要と認めた場合、前項以外の役員をおくことができる。

第19条 (役員を選任)

1. 理事長は、会社が選任し委嘱する。
2. 理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員の中から理事長が選任し委嘱する。

第20条 (役員任期)

1. 役員はすべて名誉職とし、その任期は委嘱後2回目に行う定時理事会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第21条（理事長）

1. 理事長は、クラブを代表して会務を統括する。
2. 理事長は、毎年1回、定時理事会を、また必要に応じて臨時理事会を招集し、理事会の議長となる。
3. 理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位に従って他の理事が理事長の職務を代行する。

第22条（理事会）

1. 理事会は、理事長および理事をもって構成し、理事長を含む理事の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。
2. 理事会の決議は、理事長を含む出席理事の過半数（委任状を含む。）で決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. 理事長が理事会開催の必要がないと認めた場合は、書面により決議することができる。
4. 理事会は、本会則に定める事項および会社から諮問を受けた次の事項につき決議するものとする。
 - (1) クラブの運営に関する基本事項
 - (2) 本会則およびクラブの運営に必要な諸規則の制定および改廃に関する事項
 - (3) 各種委員会に関する事項
 - (4) その他クラブの運営に必要と認められる事項

第23条（委員会）

1. 理事会は、必要に応じてクラブに各種分科委員会をおくことができる。
2. 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
3. 委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

第5章 個人情報の取扱い

第24条（個人情報の取扱い）

1. 会社は、公表している個人情報保護方針に基づいて、会員の個人情報を取り扱うものとする。
2. 会員が会員契約代行者（以下、「代行者」という。）を介して保有会員権の第三者への譲渡を希望する場合、会員は、会社が代行者から照会を受けた当該会員の個人情報を代行者に開示することにつきあらかじめ同意する。

第6章 附 則

第25条 年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第26条 会社が会員契約に関する各種通知を会員の届け出た住所宛に発信したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとみなす。

第27条 会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとする。

第28条 本会則は2024年1月1日より改定施行する。

以 上

PGM池田カントリークラブ 入会手続要項

<p>手 続</p>	<p>1. 必要書類の提出 本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 入会申込者に連絡します 入会が承認された場合、下記の書類を郵送します (1) 入会資格審査承認書 (2) 入会金に関する御請求書 (3) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第5条第2項で定める書面 4. 入会金の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 入会金のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。入会金のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>												
<p>条 件</p>	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 会員2名の推薦があり、当該推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 4. 資格審査において承認を得た後、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第5条第1項で定める書面に記載の金額を入金すること * 入会金は返還致しません。</p>												
<p>必要書類</p>	<table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 推薦書2枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>④ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑥ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>	① 入会申込書(法人用または個人用)		② 推薦書2枚		③ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	④ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑥ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
① 入会申込書(法人用または個人用)													
② 推薦書2枚													
③ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ												
④ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの												
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要												
⑥ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印												

PGM池田カントリークラブ 名義変更手続要項

<p>手 続</p>	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																								
<p>条 件</p>	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 会員2名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																								
<p>必要書類</p>	<p>① 譲受人(入会)必要書類 ① 入会申込書(法人用または個人用) ② 推薦書2枚 ③ 委任状(譲受人用) ④ 名義変更申請書 譲渡人と連記 ⑤ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑦ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 ⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</p> <p>② 譲渡人(退会)必要書類 ① 名義変更申請書 譲受人と連記 ② 委任状(譲渡人用) ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要</p> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>																								
<p>名義変更料 (消費税込)</p>	<p>2024年1月1日より2025年12月31日まで</p> <table border="1" data-bbox="300 1491 1305 1626"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>週日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>880,000 円</td> <td>275,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>440,000 円</td> <td>137,500 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法のみ、別法人対象外)</td> <td>440,000 円</td> <td>137,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2026年1月1日以降</p> <table border="1" data-bbox="300 1671 1305 1805"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>週日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1,100,000 円</td> <td>330,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>550,000 円</td> <td>165,000 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法のみ、別法人対象外)</td> <td>550,000 円</td> <td>165,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	週日会員	一般	880,000 円	275,000 円	相続または3親等内親族間の場合	440,000 円	137,500 円	登録者同一の場合(個⇄法のみ、別法人対象外)	440,000 円	137,500 円		正会員	週日会員	一般	1,100,000 円	330,000 円	相続または3親等内親族間の場合	550,000 円	165,000 円	登録者同一の場合(個⇄法のみ、別法人対象外)	550,000 円	165,000 円
	正会員	週日会員																							
一般	880,000 円	275,000 円																							
相続または3親等内親族間の場合	440,000 円	137,500 円																							
登録者同一の場合(個⇄法のみ、別法人対象外)	440,000 円	137,500 円																							
	正会員	週日会員																							
一般	1,100,000 円	330,000 円																							
相続または3親等内親族間の場合	550,000 円	165,000 円																							
登録者同一の場合(個⇄法のみ、別法人対象外)	550,000 円	165,000 円																							
<p>年会費 (消費税込)</p>	<p>1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額</p> <table border="1" data-bbox="411 1868 858 1935"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>週日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>66,000 円</td> <td>46,200 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	週日会員		66,000 円	46,200 円																		
	正会員	週日会員																							
	66,000 円	46,200 円																							
<p>書類送付先 連絡先</p>	<table border="1" data-bbox="300 1962 1417 2074"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> <td>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251																				
書類送付先	連絡先																								
PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251																								

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

PGM池田カントリークラブ 登録者変更手続要項

<p>手 続</p>	<p>1. 必要書類の提出 本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 申請者宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 登録者変更料の振込 入金確認後、登録完了となります</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>										
<p>条 件</p>	<p>1. 会員たる法人の役員または従業員であること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 年会費の未払いがないこと 4. 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること</p>										
<p>必要書類</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 登録者変更申請書</td> <td style="width: 50%;">法人の実印を捺印、登録者は認印可</td> </tr> <tr> <td>② 法人の印鑑証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>	① 登録者変更申請書	法人の実印を捺印、登録者は認印可	② 法人の印鑑証明書		③ 法人の履歴事項全部証明書		④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
① 登録者変更申請書	法人の実印を捺印、登録者は認印可										
② 法人の印鑑証明書											
③ 法人の履歴事項全部証明書											
④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの										
⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印										
<p>登録者変更料 (消費税込)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">正会員</td> <td style="width: 50%;">週日会員</td> </tr> <tr> <td>550,000 円</td> <td>165,000 円</td> </tr> </table>	正会員	週日会員	550,000 円	165,000 円						
正会員	週日会員										
550,000 円	165,000 円										
<p>書類送付先 連絡先</p>	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> <p>書類送付先</p> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p> </td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> <p>連絡先</p> <p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p> </td> </tr> </table>	<p>書類送付先</p> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>連絡先</p> <p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p>								
<p>書類送付先</p> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>連絡先</p> <p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p>										

PGM池田カントリークラブ 会員プレー料金【キャディ付プレー】

		月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員	12,540 円	12,540 円	12,540 円
	週日会員	12,540 円	—	—
ロッカーフィ		0 円	0 円	0 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	0 円
		2B	0 円	0 円
		1B	—	—
割増キャディフィ	1R	3B	1,650 円	1,650 円
		2B	5,500 円	5,500 円
		1B	—	—
連盟協力金		60 円	60 円	60 円
池田市緑化協力金		30 円	30 円	30 円
追加ハーフプレーフィ	正会員	4,950 円	4,950 円	4,950 円
	週日会員	4,950 円	—	—
追加ハーフ割増カートフィ	0.5R	3B	0 円	0 円
		2B	0 円	0 円
		1B	—	—
追加ハーフ割増キャディフィ	0.5R	3B	825 円	825 円
		2B	2,750 円	2,750 円
		1B	—	—
ゴルフ場利用税		1,000 円	1,000 円	1,000 円

※ 記載料金(連盟協力金、池田市緑化協力金およびゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。

※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、キャディフィ、カートフィです。

※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。

※ キャンセルフィは、以下のとおり発生します。

プレー日の8日前より、1名3,000円のキャンセルフィが発生。

PGM池田カントリークラブ 会員プレー料金【セルフプレー】

			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		7,040 円	7,040 円	7,040 円
	週日会員		7,040 円	—	—
ロッカーフィ			0 円	0 円	0 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	1,100 円	1,100 円
		2B	1,100 円	2,750 円	2,750 円
		1B	—	—	—
連盟協力金			60 円	60 円	60 円
池田市緑化協力金			30 円	30 円	30 円
追加ハーフプレーフィ	正会員		2,200 円	2,200 円	2,200 円
	週日会員		2,200 円	—	—
追加ハーフ割増カートフィ	0.5R	3B	0 円	550 円	550 円
		2B	1,375 円	1,375 円	1,375 円
		1B	—	—	—
ゴルフ場利用税			1,000 円	1,000 円	1,000 円

※ 記載料金(連盟協力金、池田市緑化協力金およびゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。

※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。

※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。

※ キャンセルフィは、以下のとおり発生します。

プレー日の8日前より、1名3,000円のキャンセルフィが発生。

PGM池田カントリークラブ 同伴・紹介条件

同伴プレーの条件

なし

紹介プレーの条件

なし

PGM池田カントリークラブ 諸料金一覧

料金種目	正会員	週日会員
年会費	66,000 円	46,200 円
ロッカー費(年間)	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	11,000 円	11,000 円
バッグタグ再発行手数料	3,300 円	3,300 円

(消費税込)

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。

※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。

※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

※ バッグタグ再発行手数料は、お客様都合によりキャディバッグのバッグタグを再発行する場合のみかかります。

PGM池田カントリークラブ 住所・所在地変更手続要項

<p>手 続</p>	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p>				
<p>必要書類</p>	<p>個人会員の場合</p> <p>① 住所・所在地変更届</p> <p>② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書</p> <hr/> <p>法人会員の場合</p> <p>① 住所・所在地変更届</p> <p>② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書</p> <p>③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書</p> <hr/> <p>※ 勤務先・通信先(郵送先)の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。</p>				
<p>書類送付先 連絡先</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="300 770 970 801"> <p>書類送付先</p> </td> <td data-bbox="1082 770 1414 801"> <p>連絡先</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 813 970 882"> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p> </td> <td data-bbox="1082 813 1414 882"> <p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p> </td> </tr> </table>	<p>書類送付先</p>	<p>連絡先</p>	<p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p>
<p>書類送付先</p>	<p>連絡先</p>				
<p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p>				

PGM池田カントリークラブ 氏名変更手続要項

<p>手 続</p>	<p>1. 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 氏名変更に係る手数料は無料ですが、バッグタグの再発行手数料をお支払いいただきます。 ※ 会員権の証書は手続不要です。</p> <p>2. バッグタグ再発行手数料をお振込みください。 ※ 再発行手数料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>						
<p>必要書類</p>	<p>① 氏名変更届 実印の捺印</p> <hr/> <p>② 印鑑証明書</p> <hr/> <p>③ 氏名変更の履歴が記載されている戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書</p> <hr/> <p>※ 印鑑証明書、全部事項証明書、個人事項証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>						
<p>再発行手数料 (消費税込)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">バッグタグ再発行手数料</td> <td style="width: 60%; padding: 5px; text-align: center;">3,300 円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">振込先</td> <td style="padding: 5px;">みずほ銀行 十五号支店 普通預金 No. 8275194 ピージーエムイケダカントリークラブ</td> </tr> </table>	バッグタグ再発行手数料	3,300 円	振込先	みずほ銀行 十五号支店 普通預金 No. 8275194 ピージーエムイケダカントリークラブ		
バッグタグ再発行手数料	3,300 円						
振込先	みずほ銀行 十五号支店 普通預金 No. 8275194 ピージーエムイケダカントリークラブ						
<p>書類送付先 連絡先</p>	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">書類送付先</td> <td style="padding: 5px;">PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">連絡先</td> <td style="padding: 5px;">電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">書類送付先</td> <td style="padding: 5px;">PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> </tr> </table>	書類送付先	PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">連絡先</td> <td style="padding: 5px;">電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</td> </tr> </table>	連絡先	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">書類送付先</td> <td style="padding: 5px;">PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> </tr> </table>	書類送付先	PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">連絡先</td> <td style="padding: 5px;">電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</td> </tr> </table>	連絡先	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251		
書類送付先	PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地						
連絡先	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251						

PGM池田カントリークラブ 商号変更手続要項

<p>手 続</p>	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 会員権の証書は手続不要です。</p>		
<p>必要書類</p>	<p>① 商号変更届 実印の捺印</p> <hr/> <p>② 新商号での印鑑証明書</p> <hr/> <p>③ 新商号での履歴事項全部証明書</p> <hr/> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 ※ 商号変更の履歴が記載されている履歴事項全部証明書をご提出ください。</p>		
<p>書類送付先 連絡先</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none;"> <p>書類送付先</p> <hr/> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p> </td> <td style="width: 40%; border: none;"> <p>連絡先</p> <hr/> <p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p> </td> </tr> </table>	<p>書類送付先</p> <hr/> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>連絡先</p> <hr/> <p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p>
<p>書類送付先</p> <hr/> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>連絡先</p> <hr/> <p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p>		

PGM池田カントリークラブ 合併手続要項

手 続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 会員権の証書は手続不要です。</p>		
必要書類	<p>① 合併届 実印の捺印 ② 存続会社の印鑑証明書 ③ 存続会社の履歴事項全部証明書 ④ 消滅会社の閉鎖事項全部証明書</p> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 ※ 存続会社・消滅会社双方の合併の履歴が記載されている履歴事項全部証明書等をご提出ください。</p>		
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none;"> <p>書類送付先</p> <hr/> PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地 </td> <td style="width: 40%; border: none;"> <p>連絡先</p> <hr/> 電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251 </td> </tr> </table>	<p>書類送付先</p> <hr/> PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	<p>連絡先</p> <hr/> 電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251
<p>書類送付先</p> <hr/> PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	<p>連絡先</p> <hr/> 電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251		

PGM池田カントリークラブ 会員権承継手続要項

<p>手 続</p>	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 会員である法人が分割(新設分割または吸収分割)し、別法人が会員権を承継した場合に必要な手続です。</p> <p>※ 会員権の証書は手続不要です。</p>		
<p>必要書類</p>	<p>① 会員権承継確認書 分割会社・承継会社双方の実印を捺印</p> <hr/> <p>② 分割会社の印鑑証明書</p> <hr/> <p>③ 分割会社の履歴事項全部証明書</p> <hr/> <p>④ 承継会社の印鑑証明書</p> <hr/> <p>⑤ 承継会社の履歴事項全部証明書</p> <hr/> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p> <p>※ 分割会社・承継会社ともに、会社分割の履歴が記載されている履歴事項全部証明書等をご提出ください。</p> <p>※ 商号・所在地を変更されている場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書等もご提出ください。</p>		
<p>書類送付先 連絡先</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none;"> <p>書類送付先</p> <hr/> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課</p> <p>〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p> </td> <td style="width: 40%; border: none;"> <p>連絡先</p> <hr/> <p>電話 072-753-4002</p> <p>FAX 072-753-3251</p> </td> </tr> </table>	<p>書類送付先</p> <hr/> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課</p> <p>〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>連絡先</p> <hr/> <p>電話 072-753-4002</p> <p>FAX 072-753-3251</p>
<p>書類送付先</p> <hr/> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課</p> <p>〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>連絡先</p> <hr/> <p>電話 072-753-4002</p> <p>FAX 072-753-3251</p>		

PGM池田カントリークラブ 休会手続要項

<p>手 続</p>	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。</p> <p>※ 休会の期間は翌年12月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。</p> <p>※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。</p> <p>※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。</p> <p>※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。</p> <p>※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。</p>						
<p>必要書類</p>	<p>① 休会申請書</p> <p>② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)</p> <table border="1" data-bbox="300 562 1473 824"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 562 746 600">申請事由</th> <th data-bbox="746 562 1473 600">添付書面(いずれか1通)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 600 746 696"> <p>病気等の長期療養(内容による)</p> </td> <td data-bbox="746 600 1473 696"> <p>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 696 746 824"> <p>遠隔地への転勤・転居 (大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外)</p> </td> <td data-bbox="746 696 1473 824"> <p>運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。</p> <p>※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。</p> <p>※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。</p>	申請事由	添付書面(いずれか1通)	<p>病気等の長期療養(内容による)</p>	<p>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</p>	<p>遠隔地への転勤・転居 (大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外)</p>	<p>運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等</p>
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
<p>病気等の長期療養(内容による)</p>	<p>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</p>						
<p>遠隔地への転勤・転居 (大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外)</p>	<p>運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等</p>						
<p>書類送付先 連絡先</p>	<table border="0" data-bbox="300 1032 1417 1144"> <tr> <td data-bbox="300 1032 1082 1070"> <p>書類送付先</p> </td> <td data-bbox="1082 1032 1417 1070"> <p>連絡先</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1070 1082 1144"> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p> </td> <td data-bbox="1082 1070 1417 1144"> <p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p> </td> </tr> </table>	<p>書類送付先</p>	<p>連絡先</p>	<p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p>		
<p>書類送付先</p>	<p>連絡先</p>						
<p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p>						

PGM池田カントリークラブ 退会手続要項

<p>手 続</p>	<p>1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。</p> <p>※ 会員権の証書を紛失された場合は、事前に当該証書の無効公告を行います。 異議申立ての催告期間(3ヶ月間)が経過するまで退会申請を受付できません。</p> <p>※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合には、翌年度分の年会費をお支払いください。</p> <p>※ 別権利者(担保権者、質権者等)がいる場合には、退会できません。</p> <p>2. 退会承認書が届きましたら、退会手続は完了です。</p> <p>※ 退会承認後は退会の撤回はできません。</p>		
<p>必要書類</p>	<p>① 退会申請書</p> <hr/> <p>② 会員権の証書</p> <hr/> <p>③ 印鑑証明書 法人会員の場合は法人のもののみ</p> <hr/> <p>④ 履歴事項全部証明書 法人会員の場合のみ必要</p> <hr/> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>		
<p>書類送付先 連絡先</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>書類送付先</p> <hr/> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>連絡先</p> <hr/> <p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p> </td> </tr> </table>	<p>書類送付先</p> <hr/> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>連絡先</p> <hr/> <p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p>
<p>書類送付先</p> <hr/> <p>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</p>	<p>連絡先</p> <hr/> <p>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</p>		

現行会則

PGM池田カントリークラブ 会員プレー料金【キャディ付プレー】

		月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員	10,670 円	10,670 円	10,670 円
	週日会員	10,670 円	—	—
ロッカーフィ		0 円	0 円	0 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	0 円
		2B	0 円	0 円
		1B	—	—
割増キャディフィ	1R	3B	0 円	1,100 円
		2B	2,750 円	2,750 円
		1B	—	—
連盟協力金		60 円	60 円	60 円
池田市緑化協力金		30 円	30 円	30 円
追加ハーフプレーフィ	正会員	3,300 円	3,300 円	3,300 円
	週日会員	3,300 円	—	—
追加ハーフ割増カートフィ	0.5R	3B	0 円	0 円
		2B	0 円	0 円
		1B	—	—
追加ハーフ割増キャディフィ	0.5R	3B	0 円	550 円
		2B	1,375 円	1,375 円
		1B	—	—
ゴルフ場利用税		1,000 円	1,000 円	1,000 円

- ※ 記載料金(連盟協力金、池田市緑化協力金およびゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。
- ※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、キャディフィ、カートフィです。
- ※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。
- ※ キャンセルフィは、以下のとおり発生します。
 キャンセルフィはプレー日の3日前からいただきます。
 プレー日が日曜日及び祝日に限り 1,000円

変更后会則(2024年1月1日)

PGM池田カントリークラブ 会員プレー料金【キャディ付プレー】

		月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員	12,540 円	12,540 円	12,540 円
	週日会員	12,540 円	—	—
ロッカーフィ		0 円	0 円	0 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	0 円
		2B	0 円	0 円
		1B	—	—
割増キャディフィ	1R	3B	1,650 円	1,650 円
		2B	5,500 円	5,500 円
		1B	—	—
連盟協力金		60 円	60 円	60 円
池田市緑化協力金		30 円	30 円	30 円
追加ハーフプレーフィ	正会員	4,950 円	4,950 円	4,950 円
	週日会員	4,950 円	—	—
追加ハーフ割増カートフィ	0.5R	3B	0 円	0 円
		2B	0 円	0 円
		1B	—	—
追加ハーフ割増キャディフィ	0.5R	3B	825 円	825 円
		2B	2,750 円	2,750 円
		1B	—	—
ゴルフ場利用税		1,000 円	1,000 円	1,000 円

- ※ 記載料金(連盟協力金、池田市緑化協力金およびゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。
- ※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、キャディフィ、カートフィです。
- ※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。
- ※ キャンセルフィは、以下のとおり発生します。
 プレー日の8日前より、1名3,000円のキャンセルフィが発生。

現行会則

PGM池田カントリークラブ 会員プレー料金【セルフプレー】

		月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員	7,040 円	7,040 円	7,040 円
	週日会員	7,040 円	—	—
ロッカーフィ		0 円	0 円	0 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	1,100 円
		2B	1,100 円	1,100 円
		1B	—	—
連盟協力金		60 円	60 円	60 円
池田市緑化協力金		30 円	30 円	30 円
追加ハーフプレーフィ	正会員	1,100 円	1,100 円	1,100 円
	週日会員	1,100 円	—	—
追加ハーフ割増カートフィ	0.5R	3B	0 円	550 円
		2B	550 円	550 円
		1B	—	—
ゴルフ場利用税		1,000 円	1,000 円	1,000 円

※ 記載料金(連盟協力金、池田市緑化協力金およびゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。

※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。

※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。

※ キャンセルフィは、以下のとおり発生します。

キャンセルフィはプレー日の3日前からいただきます。

プレー日が日曜日及び祝日に限り 1,000円

変更后会則(2024年1月1日)

PGM池田カントリークラブ 会員プレー料金【セルフプレー】

		月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員	7,040 円	7,040 円	7,040 円
	週日会員	7,040 円	—	—
ロッカーフィ		0 円	0 円	0 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	1,100 円
		2B	1,100 円	2,750 円
		1B	—	—
連盟協力金		60 円	60 円	60 円
池田市緑化協力金		30 円	30 円	30 円
追加ハーフプレーフィ	正会員	2,200 円	2,200 円	2,200 円
	週日会員	2,200 円	—	—
追加ハーフ割増カートフィ	0.5R	3B	0 円	550 円
		2B	1,375 円	1,375 円
		1B	—	—
ゴルフ場利用税		1,000 円	1,000 円	1,000 円

※ 記載料金(連盟協力金、池田市緑化協力金およびゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。

※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。

※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。

※ キャンセルフィは、以下のとおり発生します。

プレー日の8日前より、1名3,000円のキャンセルフィが発生。

現行会則

PGM池田カントリークラブ 名義変更手続要項

手続	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっております。フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																										
条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 会員2名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること 																										
必要書類	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <table border="1"> <tr><td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td><td></td></tr> <tr><td>② 推薦書2枚</td><td></td></tr> <tr><td>③ 委任状(譲受人用)</td><td></td></tr> <tr><td>④ 名義変更申請書</td><td>譲渡人と連記</td></tr> <tr><td>⑤ 印鑑証明書</td><td>法人の場合は法人のもののみ</td></tr> <tr><td>⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td><td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td></tr> <tr><td>⑦ 法人の履歴事項全部証明書</td><td>法人の場合のみ必要</td></tr> <tr><td>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td><td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td></tr> </table> <p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <table border="1"> <tr><td>① 名義変更申請書</td><td>譲受人と連記</td></tr> <tr><td>② 委任状(譲渡人用)</td><td></td></tr> <tr><td>③ 会員権の証書</td><td></td></tr> <tr><td>④ 印鑑証明書</td><td>法人の場合は法人のもののみ</td></tr> <tr><td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td><td>法人の場合のみ必要</td></tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 入会申込書(法人用または個人用)		② 推薦書2枚		③ 委任状(譲受人用)		④ 名義変更申請書	譲渡人と連記	⑤ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑦ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲受人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書(法人用または個人用)																											
② 推薦書2枚																											
③ 委任状(譲受人用)																											
④ 名義変更申請書	譲渡人と連記																										
⑤ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																										
⑦ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																										
① 名義変更申請書	譲受人と連記																										
② 委任状(譲渡人用)																											
③ 会員権の証書																											
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
名義変更料(消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>週日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>550,000 円</td> <td>165,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>275,000 円</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個々法のみ、別法人対象外)</td> <td>275,000 円</td> <td>110,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	週日会員	一般	550,000 円	165,000 円	相続または3親等内親族間の場合	275,000 円	110,000 円	登録者同一の場合(個々法のみ、別法人対象外)	275,000 円	110,000 円														
	正会員	週日会員																									
一般	550,000 円	165,000 円																									
相続または3親等内親族間の場合	275,000 円	110,000 円																									
登録者同一の場合(個々法のみ、別法人対象外)	275,000 円	110,000 円																									
年会費(消費税込)	<p>1. 期間</p> <p>2021年度 2021年10月1日から2022年9月30日まで 2022年度 2022年10月1日から2022年12月31日まで 2023年度 2023年1月1日から2023年12月31日まで ※いずれも前払い制(継承可) ※2022年度に入会した方が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を3で除した額に入会の翌月から同年12月までの月数を乗じて算出した額をお支払いいただきます。 ※2023年度以降の年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとなります。</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>週日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>52,800 円</td> <td>33,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2022年度のみ 正会員13,200円 週日会員8,250円</p>		正会員	週日会員		52,800 円	33,000 円																				
	正会員	週日会員																									
	52,800 円	33,000 円																									
書類送付先連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> <td>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251																						
書類送付先	連絡先																										
PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251																										

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

変更後会則(2024年1月1日)

PGM池田カントリークラブ 名義変更手続要項

手続	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっております。フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																										
条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 会員2名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること 																										
必要書類	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <table border="1"> <tr><td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td><td></td></tr> <tr><td>② 推薦書2枚</td><td></td></tr> <tr><td>③ 委任状(譲受人用)</td><td></td></tr> <tr><td>④ 名義変更申請書</td><td>譲渡人と連記</td></tr> <tr><td>⑤ 印鑑証明書</td><td>法人の場合は法人のもののみ</td></tr> <tr><td>⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td><td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td></tr> <tr><td>⑦ 法人の履歴事項全部証明書</td><td>法人の場合のみ必要</td></tr> <tr><td>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td><td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td></tr> </table> <p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <table border="1"> <tr><td>① 名義変更申請書</td><td>譲受人と連記</td></tr> <tr><td>② 委任状(譲渡人用)</td><td></td></tr> <tr><td>③ 会員権の証書</td><td></td></tr> <tr><td>④ 印鑑証明書</td><td>法人の場合は法人のもののみ</td></tr> <tr><td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td><td>法人の場合のみ必要</td></tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 入会申込書(法人用または個人用)		② 推薦書2枚		③ 委任状(譲受人用)		④ 名義変更申請書	譲渡人と連記	⑤ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑦ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲受人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書(法人用または個人用)																											
② 推薦書2枚																											
③ 委任状(譲受人用)																											
④ 名義変更申請書	譲渡人と連記																										
⑤ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																										
⑦ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																										
① 名義変更申請書	譲受人と連記																										
② 委任状(譲渡人用)																											
③ 会員権の証書																											
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
名義変更料(消費税込)	<p>2024年1月1日より2025年12月31日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>週日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>880,000 円</td> <td>275,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>440,000 円</td> <td>137,500 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個々法のみ、別法人対象外)</td> <td>440,000 円</td> <td>137,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2026年1月1日以降</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>週日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1,100,000 円</td> <td>330,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>550,000 円</td> <td>165,000 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個々法のみ、別法人対象外)</td> <td>550,000 円</td> <td>165,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	週日会員	一般	880,000 円	275,000 円	相続または3親等内親族間の場合	440,000 円	137,500 円	登録者同一の場合(個々法のみ、別法人対象外)	440,000 円	137,500 円		正会員	週日会員	一般	1,100,000 円	330,000 円	相続または3親等内親族間の場合	550,000 円	165,000 円	登録者同一の場合(個々法のみ、別法人対象外)	550,000 円	165,000 円		
	正会員	週日会員																									
一般	880,000 円	275,000 円																									
相続または3親等内親族間の場合	440,000 円	137,500 円																									
登録者同一の場合(個々法のみ、別法人対象外)	440,000 円	137,500 円																									
	正会員	週日会員																									
一般	1,100,000 円	330,000 円																									
相続または3親等内親族間の場合	550,000 円	165,000 円																									
登録者同一の場合(個々法のみ、別法人対象外)	550,000 円	165,000 円																									
年会費(消費税込)	<p>1. 期間</p> <p>1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>週日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>66,000 円</td> <td>46,200 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	週日会員		66,000 円	46,200 円																				
	正会員	週日会員																									
	66,000 円	46,200 円																									
書類送付先連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> <td>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251																						
書類送付先	連絡先																										
PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251																										

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

現行会則

PGM池田カントリークラブ 登録者変更手続要項

手続	<p>1. 必要書類の提出 本要項に記載の必要書類をご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 申請者宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 登録者変更料の振込 入金確認後、登録完了となります</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>										
条件	<p>1. 会員たる法人の役員または従業員であること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 年会費の未払いがないこと</p> <p>4. 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること</p>										
必要書類	<table border="1"> <tr> <td>① 登録者変更申請書</td> <td>法人の実印を捺印、登録者は認印可</td> </tr> <tr> <td>② 法人の印鑑証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>	① 登録者変更申請書	法人の実印を捺印、登録者は認印可	② 法人の印鑑証明書		③ 法人の履歴事項全部証明書		④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
① 登録者変更申請書	法人の実印を捺印、登録者は認印可										
② 法人の印鑑証明書											
③ 法人の履歴事項全部証明書											
④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの										
⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印										
登録者変更料 (消費税込)	<table border="1"> <tr> <th>正会員</th> <th>週日会員</th> </tr> <tr> <td>330,000 円</td> <td>110,000 円</td> </tr> </table>	正会員	週日会員	330,000 円	110,000 円						
正会員	週日会員										
330,000 円	110,000 円										
書類送付先 連絡先	<table border="1"> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> <tr> <td>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> <td>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</td> </tr> </table>	書類送付先	連絡先	PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251						
書類送付先	連絡先										
PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251										

変更後会則(2024年1月1日)

PGM池田カントリークラブ 登録者変更手続要項

手続	<p>1. 必要書類の提出 本要項に記載の必要書類をご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 申請者宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 登録者変更料の振込 入金確認後、登録完了となります</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>										
条件	<p>1. 会員たる法人の役員または従業員であること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 年会費の未払いがないこと</p> <p>4. 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること</p>										
必要書類	<table border="1"> <tr> <td>① 登録者変更申請書</td> <td>法人の実印を捺印、登録者は認印可</td> </tr> <tr> <td>② 法人の印鑑証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>	① 登録者変更申請書	法人の実印を捺印、登録者は認印可	② 法人の印鑑証明書		③ 法人の履歴事項全部証明書		④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
① 登録者変更申請書	法人の実印を捺印、登録者は認印可										
② 法人の印鑑証明書											
③ 法人の履歴事項全部証明書											
④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの										
⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印										
登録者変更料 (消費税込)	<table border="1"> <tr> <th>正会員</th> <th>週日会員</th> </tr> <tr> <td>550,000 円</td> <td>165,000 円</td> </tr> </table>	正会員	週日会員	550,000 円	165,000 円						
正会員	週日会員										
550,000 円	165,000 円										
書類送付先 連絡先	<table border="1"> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> <tr> <td>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> <td>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</td> </tr> </table>	書類送付先	連絡先	PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251						
書類送付先	連絡先										
PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251										

現行会則

PGM池田カントリークラブ 諸料金一覧

料金種目	正会員	週日会員
年会費	52,800 円	33,000 円
ロッカー費(年間)	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	11,000 円	11,000 円
バッグタグ再発行手数料	3,300 円	3,300 円

(消費税込)

※ 年会費およびロッカー費の対象期間は、2022年度のみ2022年10月1日から2022年12月31日までとなり、

2023年度以降は毎年1月1日から12月31日までとなります。

※ 年会費は2022年度のみ、正会員13,200円、週日会員8,250円となります。

ロッカー費は2022年度のみ、正会員、週日会員ともに3,300円となります。(年会費・ロッカー費とも消費税込)

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。

※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。

※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

※ バッグタグ再発行手数料は、お客様都合によりキャディバッグのバッグタグを再発行する場合のみかかります。

変更后会則(2024年1月1日)

PGM池田カントリークラブ 諸料金一覧

料金種目	正会員	週日会員
年会費	66,000 円	46,200 円
ロッカー費(年間)	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	11,000 円	11,000 円
バッグタグ再発行手数料	3,300 円	3,300 円

(消費税込)

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。

※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。

※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

※ バッグタグ再発行手数料は、お客様都合によりキャディバッグのバッグタグを再発行する場合のみかかります。

現行会則

PGM池田カントリークラブ 休会手続要項

手 続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。</p> <p>※ 休会の期間は申請から翌年12月末日までとなります。 但し、2022年9月30日までに申請を受理された会員に限り、休会期間は2023年12月31日までとなります。 また、2022年10月1日から同年12月31日までに申請を受理された会員の休会期間は2023年12月31日までとなります。 更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。</p> <p>※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。 但し、2022年9月30日までに申請を受理された会員に限り、 2022年度と2023年度の年会費(2022年10月1日から2023年12月31日まで)が免除となります。 なお、2022年10月1日から同年12月31日までに申請を受理された会員は、 2023年度分の年会費(2023年1月1日から2023年12月31日まで)が免除となります。</p> <p>※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。</p> <p>※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。</p> <p>※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。</p>						
必要書類	<p>① 休会申請書 ② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">申請事由</th> <th style="width: 50%;">添付書面(いずれか1通)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病気等の長期療養(内容による)</td> <td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</td> </tr> <tr> <td>遠隔地への転勤・転居 (大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外)</td> <td>運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。 ※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。</p>	申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等	遠隔地への転勤・転居 (大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外)	運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等						
遠隔地への転勤・転居 (大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外)	運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等						
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">書類送付先</td> <td style="width: 50%;">連絡先</td> </tr> <tr> <td>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> <td>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</td> </tr> </table>	書類送付先	連絡先	PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251		
書類送付先	連絡先						
PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251						

変更後会則(2024年1月1日)

PGM池田カントリークラブ 休会手続要項

手 続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。</p> <p>※ 休会の期間は翌年12月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。</p> <p>※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。</p> <p>※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。</p> <p>※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。</p> <p>※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。</p>						
必要書類	<p>① 休会申請書 ② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">申請事由</th> <th style="width: 50%;">添付書面(いずれか1通)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病気等の長期療養(内容による)</td> <td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</td> </tr> <tr> <td>遠隔地への転勤・転居 (大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外)</td> <td>運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。 ※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。</p>	申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等	遠隔地への転勤・転居 (大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外)	運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等						
遠隔地への転勤・転居 (大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外)	運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等						
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">書類送付先</td> <td style="width: 50%;">連絡先</td> </tr> <tr> <td>PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> <td>電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251</td> </tr> </table>	書類送付先	連絡先	PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251		
書類送付先	連絡先						
PGM池田カントリークラブ 会員課 〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	電話 072-753-4002 FAX 072-753-3251						

現行会則

PGM池田カントリークラブ 退会手続要項

手 続	<p>1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。</p> <p>※ 会員権の証書を紛失された場合は、事前に当該証書の無効公告を行います。 異議申立ての催告期間(3ヶ月間)が経過するまで退会申請を受付できません。</p> <p>※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合には、翌年度分の年会費をお支払いください。 但し、2022年度に限り、退会申請が2022年10月1日以降となる場合には、 2022年度(2022年10月1日から2022年12月31日まで)の年会費をお支払いください。</p> <p>※ 別権利者(担保権者、質権者等)がいる場合には、退会できません。</p> <p>2. 退会承認書が届きましたら、退会手続は完了です。</p> <p>※ 退会承認後は退会の撤回はできません。</p>												
必要書類	<p>① 退会申請書 _____</p> <p>② 会員権の証書 _____</p> <p>③ 印鑑証明書 _____ 法人会員の場合は法人のもののみ</p> <p>④ 履歴事項全部証明書 _____ 法人会員の場合のみ必要</p> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>												
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; background-color: #cccccc;">書類送付先</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; background-color: #cccccc;">連絡先</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>PGM池田カントリークラブ 会員課</td> <td>電話</td> <td>072-753-4002</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> <td>FAX</td> <td>072-753-3251</td> </tr> </table>	書類送付先		連絡先			PGM池田カントリークラブ 会員課	電話	072-753-4002		〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	FAX	072-753-3251
書類送付先		連絡先											
	PGM池田カントリークラブ 会員課	電話	072-753-4002										
	〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	FAX	072-753-3251										

変更后会則(2024年1月1日)

PGM池田カントリークラブ 退会手続要項

手 続	<p>1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。</p> <p>※ 会員権の証書を紛失された場合は、事前に当該証書の無効公告を行います。 異議申立ての催告期間(3ヶ月間)が経過するまで退会申請を受付できません。</p> <p>※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合には、翌年度分の年会費をお支払いください。</p> <p>※ 別権利者(担保権者、質権者等)がいる場合には、退会できません。</p> <p>2. 退会承認書が届きましたら、退会手続は完了です。</p> <p>※ 退会承認後は退会の撤回はできません。</p>												
必要書類	<p>① 退会申請書 _____</p> <p>② 会員権の証書 _____</p> <p>③ 印鑑証明書 _____ 法人会員の場合は法人のもののみ</p> <p>④ 履歴事項全部証明書 _____ 法人会員の場合のみ必要</p> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>												
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; background-color: #cccccc;">書類送付先</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; background-color: #cccccc;">連絡先</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>PGM池田カントリークラブ 会員課</td> <td>電話</td> <td>072-753-4002</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地</td> <td>FAX</td> <td>072-753-3251</td> </tr> </table>	書類送付先		連絡先			PGM池田カントリークラブ 会員課	電話	072-753-4002		〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	FAX	072-753-3251
書類送付先		連絡先											
	PGM池田カントリークラブ 会員課	電話	072-753-4002										
	〒563-0021 大阪府池田市畑3丁目11番地	FAX	072-753-3251										

【現行会則】

P G M池田カントリークラブ 会則

第1章 総 則

第1条 (名称)
本クラブは、P G M池田カントリークラブ（以下、「クラブ」という。）と称する。

第2条 (目的)
クラブは、P G Mプロパティーズ株式会社（以下、「会社」という。）が大阪府池田市畑に所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という。）を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事務所)
クラブの事務所は施設内におく。

第2章 会 員

第4条 (会員の種類)
1. クラブの会員は次のとおりとする。
(1) 特別会員
クラブ、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。
(2) 正会員
会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。
(3) 週日会員
会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が週日会員の資格を承認した個人または法人とする。
2. 会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。
3. 法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙1から別紙3までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第5条 (会員の権利)
1. 会員は、その種類に応じて次に掲げる日（但し、会社が定める施設の休業日を除く。）の営業時間内に、会社が別紙4に定める条件で施設を優先的に利用することができる。
(1) 特別会員および正会員：全日
(2) 週日会員：月曜日から金曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）
2. 会員は、会社が定める条件でクラブが開催する競技会その他の行事に参加することができる。
3. 会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。
4. 会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況等の合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

【変更会則】

P G M池田カントリークラブ 会則

第1章 総 則

第1条 (名称)
本クラブは、P G M池田カントリークラブ（以下、「クラブ」という。）と称する。

第2条 (目的)
クラブは、P G Mプロパティーズ株式会社（以下、「会社」という。）が大阪府池田市畑に所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という。）を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事務所)
クラブの事務所は施設内におく。

第2章 会 員

第4条 (会員の種類)
1. クラブの会員は次のとおりとする。
(1) 特別会員
クラブ、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。
(2) 正会員
会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。
(3) 週日会員
会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が週日会員の資格を承認した個人または法人とする。
2. 会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。
3. 法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙1から別紙3までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第5条 (会員の権利)
1. 会員は、その種類に応じて次に掲げる日（但し、会社が定める施設の休業日を除く。）の営業時間内に、会社が別紙4に定める条件で施設を優先的に利用することができる。
(1) 特別会員および正会員：全日
(2) 週日会員：月曜日から金曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）
2. 会員は、会社が定める条件でクラブが開催する競技会その他の行事に参加することができる。
3. 会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。
4. 会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況等の合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

第6条 (会員の義務)

1. 会員は、会社が別紙6に定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。但し、特別会員の年会費は不要とする。なお、会員は、年会費の1か年分を第25条に定める対象期間（以下、「対象期間」という。）が始まる前日までに支払うものとし、会員が対象期間の途中で会員資格を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しないものとする。
2. 対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を12で除した額に、入会月の翌月から当該対象期間末月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。
3. 会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が別紙4に定める利用料金を利用当日に支払うものとする。
4. 会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が別紙7に定める手続を行うものとする。
5. 会員は、会員資格を第三者に行使させてはならないものとする。
6. 会員は、本会則、クラブの諸規則、施設の利用約款、その他エチケット、マナーを遵守し、会社および理事会の決定事項に従うものとする。また、クラブの秩序を乱し、またはクラブもしくは会社の名誉を毀損する行為を行わないものとする。

第7条 (反社会的勢力等追放)

1. 会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）のクラブへの入会および施設の利用を認めないものとする。
2. 会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第8条 (会員資格の停止、除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は、理事会の同意を得て、会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。

- (1) 本会則、クラブの諸規則または施設の利用約款に違反したとき
- (2) クラブまたは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき
- (3) 年会費その他諸料金の支払を3か月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき
- (4) 会員が反社会的勢力等と判明したとき
- (5) 会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき
- (6) その他会員として不適格な事由があるとき

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 特別会員であって、その推挙の理由が消滅したとき
- (4) 法人会員であって、その法人が解散したとき（合併等の会社組織再編行為による解散を除く。）
- (5) 死亡
- (6) 会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき

第10条 (会員契約の解除)

1. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。
 - (1) 前条第1号から第3号までの事由が発生したとき
 - (2) 法人会員について、清算手続が結了したとき
 - (3) 個人会員について、相続開始後2年が経過しても第16条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、または同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき
2. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員契約を解除することができるものとする。
 - (1) 会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき
 - (2) 破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき

第6条 (会員の義務)

1. 会員は、会社が別紙6に定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。但し、特別会員の年会費は不要とする。なお、会員は、年会費の1か年分を第25条に定める対象期間（以下、「対象期間」という。）が始まる前日までに支払うものとし、会員が対象期間の途中で会員資格を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しないものとする。
2. 対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を12で除した額に、入会月の翌月から当該対象期間末月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。
3. 会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が別紙4に定める利用料金を利用当日に支払うものとする。
4. 会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が別紙7に定める手続を行うものとする。
5. 会員は、会員資格を第三者に行使させてはならないものとする。
6. 会員は、本会則、クラブの諸規則、施設の利用約款、その他エチケット、マナーを遵守し、会社および理事会の決定事項に従うものとする。また、クラブの秩序を乱し、またはクラブもしくは会社の名誉を毀損する行為を行わないものとする。

第7条 (反社会的勢力等追放)

1. 会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）のクラブへの入会および施設の利用を認めないものとする。
2. 会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第8条 (会員資格の停止、除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は、理事会の同意を得て、会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。

- (1) 本会則、クラブの諸規則または施設の利用約款に違反したとき
- (2) クラブまたは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき
- (3) 年会費その他諸料金の支払を3か月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき
- (4) 会員が反社会的勢力等と判明したとき
- (5) 会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき
- (6) その他会員として不適格な事由があるとき

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 特別会員であって、その推挙の理由が消滅したとき
- (4) 法人会員であって、その法人が解散したとき（合併等の会社組織再編行為による解散を除く。）
- (5) 死亡
- (6) 会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき

第10条 (会員契約の解除)

1. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。
 - (1) 前条第1号から第3号までの事由が発生したとき
 - (2) 法人会員について、清算手続が結了したとき
 - (3) 個人会員について、相続開始後2年が経過しても第16条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、または同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき
2. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員契約を解除することができるものとする。
 - (1) 会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき
 - (2) 破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき

第11条（休会）

- 個人会員が次の各号の一つに該当するときは、会社が別紙8に定める手続に従って会社の承認を得て、申請日の属する対象期間の次の対象期間末日まで休会することができる。但し、法人会員および年会費の未払がある個人会員は休会できないものとする。
 - 傷病加療中で施設の利用ができないとき
 - 大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外の地域へ転勤、転居したとき
- 前項による休会期間から引き続き休会を希望する個人会員は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って会社の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。
- 休会期間中の年会費は申請日の属する対象期間の次の対象期間に限り免除される。
- 第1項の休会事由が解消した場合、休会者は遅滞なく会社が別紙8に定める休会解除の手続を行うものとする。また前項の規定にかかわらず、当該休会者は、前項により免除された金額を12で除した額に休会解除日の属する月の翌月から当該対象期間末月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

第3章 入会および退会等

第12条（入会）

- クラブに入会しようとする者は、会社が別紙1または別紙2に定める手続に従って、会社の承認を得なければならない。
- 前項の承認を得た者は、会社が別紙1または別紙2に定める入会金または名義変更料を支払うものとする。会社は、これら入会手続の完了後に会員登録を行う。
- 入会金および名義変更料は、返還しないものとする。但し、相当な事由があると認められる場合には、その一部を返還するものとする。
- 本会則は、会員と会社との間の合意内容を構成するものとする。

第13条（退会）

会員がクラブを退会しようとするときは、会社が別紙9に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

第14条（登録者の変更）

- 法人会員は、会社が別紙3に定める手続に従って会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
- 前項の承認を得た法人会員は、会社が別紙3に定める登録者変更料を支払うものとする。会社は、これら登録者変更の手続完了後に登録者の変更登録を行う。

第15条（権利の譲渡）

- 会員は、会社が別紙2に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。
- 権利を譲り受けようとする者は、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
- 前項の承認を得た譲受人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
- 前項の手続を完了した譲受人は、本会則に定める譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
- 会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

第16条（権利の相続）

- 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
- 相続人が会員資格の取得を希望する場合、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人の一人に集約しなければならない。
- 前項の承認を得た相続人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
- 前項の手続を完了した相続人は、本会則に定める被相続人の権利義務のすべてを承継する。
- 相続人が会員資格の取得を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

第17条（その他の権利承継）

法人会員は、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務を包括承継させた場合、会社が別紙7に定める手続に従って当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

第11条（休会）

- 個人会員が次の各号の一つに該当するときは、会社が別紙8に定める手続に従って会社の承認を得て、申請日の属する対象期間の次の対象期間末日まで休会することができる。但し、法人会員および年会費の未払がある個人会員は休会できないものとする。
 - 傷病加療中で施設の利用ができないとき
 - 大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県以外の地域へ転勤、転居したとき
- 前項による休会期間から引き続き休会を希望する個人会員は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って会社の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。
- 休会期間中の年会費は申請日の属する対象期間の次の対象期間に限り免除される。
- 第1項の休会事由が解消した場合、休会者は遅滞なく会社が別紙8に定める休会解除の手続を行うものとする。また前項の規定にかかわらず、当該休会者は、前項により免除された金額を12で除した額に休会解除日の属する月の翌月から当該対象期間末月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

第3章 入会および退会等

第12条（入会）

- クラブに入会しようとする者は、会社が別紙1または別紙2に定める手続に従って、会社の承認を得なければならない。
- 前項の承認を得た者は、会社が別紙1または別紙2に定める入会金または名義変更料を支払うものとする。会社は、これら入会手続の完了後に会員登録を行う。
- 入会金および名義変更料は、返還しないものとする。但し、相当な事由があると認められる場合には、その一部を返還するものとする。
- 本会則は、会員と会社との間の合意内容を構成するものとする。

第13条（退会）

会員がクラブを退会しようとするときは、会社が別紙9に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

第14条（登録者の変更）

- 法人会員は、会社が別紙3に定める手続に従って会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
- 前項の承認を得た法人会員は、会社が別紙3に定める登録者変更料を支払うものとする。会社は、これら登録者変更の手続完了後に登録者の変更登録を行う。

第15条（権利の譲渡）

- 会員は、会社が別紙2に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。
- 権利を譲り受けようとする者は、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
- 前項の承認を得た譲受人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
- 前項の手続を完了した譲受人は、本会則に定める譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
- 会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

第16条（権利の相続）

- 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
- 相続人が会員資格の取得を希望する場合、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人の一人に集約しなければならない。
- 前項の承認を得た相続人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
- 前項の手続を完了した相続人は、本会則に定める被相続人の権利義務のすべてを承継する。
- 相続人が会員資格の取得を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

第17条（その他の権利承継）

法人会員は、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務を包括承継させた場合、会社が別紙7に定める手続に従って当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

第4章 役員および理事会

第18条（役員）

1. クラブに次の役員をおく。
理事長 1名
理事 若干名
2. 理事長が必要と認めた場合、前項以外の役員をおくことができる。

第19条（役員を選任）

1. 理事長は、会社が選任し委嘱する。
2. 理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員の中から理事長が選任し委嘱する。

第20条（役員任期）

1. 役員はすべて名誉職とし、その任期は委嘱後2回目に行う定時理事会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第21条（理事長）

1. 理事長は、クラブを代表して会務を統括する。
2. 理事長は、毎年1回、定時理事会を、また必要に応じて臨時理事会を招集し、理事会の議長となる。
3. 理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位に従って他の理事が理事長の職務を代行する。

第22条（理事会）

1. 理事会は、理事長および理事をもって構成し、理事長を含む理事の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。
2. 理事会の決議は、理事長を含む出席理事の過半数（委任状を含む。）で決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. 理事長が理事会開催の必要がないと認めた場合は、書面により決議することができる。
4. 理事会は、本会則に定める事項および会社から諮問を受けた次の事項につき決議するものとする。
 - （1）クラブの運営に関する基本事項
 - （2）本会則およびクラブの運営に必要な諸規則の制定および改廃に関する事項
 - （3）各種委員会に関する事項
 - （4）その他クラブの運営に必要と認められる事項

第23条（委員会）

1. 理事会は、必要に応じてクラブに各種分科委員会をおくことができる。
2. 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
3. 委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

第5章 個人情報の取扱い

第24条（個人情報の取扱い）

1. 会社は、公表している個人情報保護方針に基づいて、会員の個人情報を取り扱うものとする。
2. 会員が会員契約代行者（以下、「代行者」という。）を介して保有会員権の第三者への譲渡を希望する場合、会員は、会社が代行者から照会を受けた当該会員の個人情報を代行者に開示することにつきあらかじめ同意する。

第4章 役員および理事会

第18条（役員）

1. クラブに次の役員をおく。
理事長 1名
理事 若干名
2. 理事長が必要と認めた場合、前項以外の役員をおくことができる。

第19条（役員を選任）

1. 理事長は、会社が選任し委嘱する。
2. 理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員の中から理事長が選任し委嘱する。

第20条（役員任期）

1. 役員はすべて名誉職とし、その任期は委嘱後2回目に行う定時理事会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第21条（理事長）

1. 理事長は、クラブを代表して会務を統括する。
2. 理事長は、毎年1回、定時理事会を、また必要に応じて臨時理事会を招集し、理事会の議長となる。
3. 理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位に従って他の理事が理事長の職務を代行する。

第22条（理事会）

1. 理事会は、理事長および理事をもって構成し、理事長を含む理事の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。
2. 理事会の決議は、理事長を含む出席理事の過半数（委任状を含む。）で決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. 理事長が理事会開催の必要がないと認めた場合は、書面により決議することができる。
4. 理事会は、本会則に定める事項および会社から諮問を受けた次の事項につき決議するものとする。
 - （1）クラブの運営に関する基本事項
 - （2）本会則およびクラブの運営に必要な諸規則の制定および改廃に関する事項
 - （3）各種委員会に関する事項
 - （4）その他クラブの運営に必要と認められる事項

第23条（委員会）

1. 理事会は、必要に応じてクラブに各種分科委員会をおくことができる。
2. 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
3. 委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

第5章 個人情報の取扱い

第24条（個人情報の取扱い）

1. 会社は、公表している個人情報保護方針に基づいて、会員の個人情報を取り扱うものとする。
2. 会員が会員契約代行者（以下、「代行者」という。）を介して保有会員権の第三者への譲渡を希望する場合、会員は、会社が代行者から照会を受けた当該会員の個人情報を代行者に開示することにつきあらかじめ同意する。

第6章 附 則

第25条 (年会費の対象年度)

1. 年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。但し、2022年度は2022年10月1日から2022年12月31日までとする。
2. 2022年度の年会費に限り、会則第6条第1項に定める年会費の1か年分は3か月分とし、対象期間が始まる前日までに支払う旨の定めにかかわらず、2023年度の年会費の1か年分と合わせて、15か月分を2023年度の対象期間が始まる前日までに支払うものとする。
3. 2022年度の入会者に限り、会則第6条第2項に定める年会費を12で除した額は、3で除した額とする。
4. 会則第11条第4項に定める12で除した額は、2022年度が当該免除の対象期間となる場合に限り、12を3に読み替えるものとする。

第26条 会社が会員契約に関する各種通知を会員の届け出た住所宛に発信したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとみなす。

第27条 会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとする。

第28条 本会則は2023年4月1日より改定施行する。

以 上

第6章 附 則

第25条 年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(削除)

第26条 会社が会員契約に関する各種通知を会員の届け出た住所宛に発信したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとみなす。

第27条 会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとする。

第28条 本会則は2024年1月1日より改定施行する。

以 上